

税務証明書等の請求要領【窓口申請の場合】

- 一般的に税務関係の証明書を請求する場合は、下記のとおりです。
詳しくは五島市役所 市民生活部 税務課管理係（電話０９５９－７２－６１１４）
までお問い合わせください。

【所得証明、課税（非課税）証明、所得・課税証明、納税証明】

■ 申請者

- ・ 本人又は同一世帯の方
 - ・ 代理人（委任状が必要となる）
- ※家族でも別世帯（住民票）の場合は、委任状が必要

■ 申請時に必要な書類

- ・ 窓口に来られる方の身分を証明する書類（運転免許証など）
 - ・ 代理人による申請の場合は、本人からの委任状
- ※納税（滞納のない証明含む）証明書交付の際、直近納付について確認できない場合、領収証の提示をお願いすることがあります。

【評価証明、公課証明、名寄せ帳の写し等】

■ 申請者

- ・ 本人
- ・ 代理人（同一世帯の方でも本人以外は、委任状が必要です）

■ 申請時に必要な書類

- ・ 窓口に来られる方の身分を証明する書類（運転免許証など）
- ・ 代理人による申請の場合は、本人からの委任状
- ・ 年の途中で亡くなられた納税義務者の相続人の方は、相続人であることを確認できる書類（戸籍関係書類など）

【証明手数料】

所得証明、課税（非課税）証明、所得・課税証明	１件につき３００円
納税証明（但し、車検継続用は無料）	１件につき３００円
評価証明（１枚に６筆記載）、公課証明（１枚に６筆記載）	１枚につき３００円
名寄せ帳の写し	１名義人につき３００円
無資産証明	１件につき３００円